

許可番号 04020003811

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2567番地

氏名 大谷化学工業株式会社
代表取締役 大谷 勝己

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋

許可の年月日 平成27年7月30日

許可の有効年月日 平成34年7月29日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)

中間処理 (脱水): 汚泥 以上1品目

中間処理 (中和): 廃酸、廃アルカリ 以上2品目

中間処理 (破碎): 廃プラスチック類、金属くず (以上2品目については、廃電気機械器具に係るものに限る。)、ガラスくず等 (ガラスくず及び廃電気機械器具に係るものに限る。) 以上3品目

中間処理 (圧縮): 廃プラスチック類 (自動車等破碎物を除き、軟質系に限る。)、紙くず、金属くず (廃缶類に限る。) 以上3品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)

中和施設①: 設置場所 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字鶴町2567番18

設置年月日 平成14年12月30日

処理能力 30m³/日 (8時間)

中和施設②: 取扱品目 廃酸 (ニッケル含有廃液であって、無電解Niに限る。)

設置場所 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字鶴町2568番1

設置年月日 平成26年12月3日

処理能力 3.07m³/日 (8時間)

中和施設③: 取扱品目 廃酸 (ニッケル含有廃液に限る。)

設置場所 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字鶴町2567番18

設置年月日 平成28年12月1日

処理能力 15m³/日 (8時間)

(以下第2面記載)

破碎施設：設置場所 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字鶴町2567番13

設置年月日 平成29年10月22日

処理能力 廃プラスチック類 1.44 t/日(8時間)

金属くず 1.76/日(8時間)

ガラスくず等 1.84 t/日(8時間)

圧縮施設：設置場所 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字鶴町2567番13

設置年月日 平成25年8月20日

処理能力 廃プラスチック類 1.12 t/日(8時間)

紙くず 1.00 t/日(8時間)

金属くず 1.12 t/日(8時間)

脱水施設：設置場所 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字鶴町2567番13

設置年月日 平成23年8月29日

処理能力 6.25 m³/日(8時間)

脱水施設：設置場所 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字鶴町2568番1

設置年月日 平成27年3月15日

処理能力 3.68 m³/日(12時間)

以下余白

3. 許可の条件

(1) 中間処理(圧縮)に係る処理前産業廃棄物(廃プラスチック類、紙くず)の保管数量はそれぞれ1.8 m³以内とすること。

(2) 中間処理(圧縮)に係る処理前産業廃棄物(金属くず)の保管数量は3 m³以内とすること。

(3) 中間処理(圧縮)に係る処理後産業廃棄物(廃プラスチック類、紙くず)の保管数量はそれぞれ1.8 m³以内とすること。

(4) 中間処理(圧縮)に係る処理後産業廃棄物(金属くず)の保管数量は0.96 m³以内とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 7月30日 更新許可

平成13年12月27日 変更許可により中間処理(破碎)及び中間処理(圧縮)の追加

平成15年 7月30日 更新許可

平成20年 7月30日 更新許可

平成25年 8月26日 変更届出により中間処理(破碎)に係る取扱品目(廃プラスチック類、金属くず)の廃止及び中間処理(破碎)に係る取扱品目(ガラスくず等)の限定の変更

平成27年 7月30日 更新許可

平成28年12月 1日 変更届出により中和施設の追加

平成29年12月27日 変更届出により破碎施設の変更

平成30年 3月 6日 変更許可により中間処理(破碎)に係る取扱品目(廃プラスチック類、金属くず)の追加及び取扱品目(ガラスくず等)の限定の変更

以下余白

